

肝付地区金融機関防犯協議会（令和3年度事業計画・予算を承認）

令和3年度肝付地区金融機関防犯協議会が書面開催され、今年度の活動方針等が決定しました。

今年度の定例総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面で実施しました。協議会の各会員の方から議案を書面議決書で審議してもらい承認をいただきました。本協議会では、「うそ電話詐欺」等各種犯罪抑止活動に取り組みますので、地域住民の皆さまの御協力をお願いします。

肝付地区防犯協会令和3年度事業計画・予算を承認!!

令和3年度肝付地区防犯協会定例総会が書面開催され、今年度の活動方針等が決定しました。

今年度の定例総会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から書面で実施しました。協会の各役員の方から議案を書面議決書で審議してもらい承認をいただきました。

肝付地区防犯協会では、地域の防犯意識を高め、「安全で安心して暮らせるまちづくり」の実現に向けて、警察・行政・ボランティア団体・各見守り隊と連携しながら、より一層防犯活動に取り組んでまいりますので、町民の皆様方の御協力をお願いいたします。

狩猟解禁

11月15日～翌年2月15日まで（イノシシ猟は11月1日～翌年3月15日まで）

11月15日から狩猟解禁となります。

狩猟者の皆さんは、基本をしっかり守り、事故を起こさないよう十分に心掛け、**猟銃・猟犬の管理を確実に**行ってください。

また、**山歩きや山仕事等で入山される方は**、獲物と間違われないようにハンターの目に付きやすい、できるだけ**目立つ服装**をし、大声で話したり、携帯ラジオを鳴らしたり、自分の存在を知らせるなどして、事故や被害に遭わないよう十分気をつけましょう。

児童の安全をサポート

肝付地区防犯協会では、少年ボランティア連絡会（小竹範夫会長）を中心として、9月11日に宮富小学校で児童の見守りと挨拶運動を実施しました。

宮富小学校では運動会練習中の登校となりましたが、子供たちは元気よく挨拶してくれました。



全国で通学途中の子供に対する犯罪や声掛け事案が発生しています。子供たちが事件・事故に遭わないように、当防犯協会ではパトロールの強化に努めて参ります。

地域の皆さまも子供たちの見守りをよろしくお願いいたします。



銃刀法が改正され、クロスボウ（通称：ボウガン）の所持が**原則禁止・許可制**となります。改正法の施行後、不法に所持した場合、**罪に問われます。**



（3年以下の懲役又は50万以下の罰金）

※改正法は、交付の日から9か月以内に施行されます。

Q 銃刀法の規制対象となるクロスボウとは、どのようなもの？

A 引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機構を有する弓のうち、矢の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上となるものです。

Q 自宅などにクロスボウを所持している場合は？

A 改正の施行後6か月以内に許可申請するか、警察に処分を依頼してください。（施行後6か月以内にこれらの処置を講ずれば、罪に問われません。）

Q 具体的な処分方法は？

A 最寄りの警察署に直接持ち込んでいただければ、無償で処分します。（処分の依頼は施行前でも受け付けています。）